

サービス提供体制確保事業 Q&A

<新型コロナ感染症の治療ができる協力医療機関の確保について>

Q1	「新型コロナ感染症の治療ができる」とは？
A1	<ul style="list-style-type: none"> ・中和抗体薬投与（「ソトロビマブ」（ゼビュディ）、「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）等） ・経口薬投与・処方（「モルヌピラビル」（ラゲブリオ）、ニルマトレルビル・リトナビル（パキロビッド）等） ・抗ウイルス薬点滴投与（「レムデシビル」（ベクルリー）等） <p>のいずれかの対応が可能であることです。</p> <p>※新型コロナ診断のための検査、健康観察や、対処療法（解熱剤処方、抗ウイルス薬以外の点滴、酸素投与等）のみの場合は、本事業の補助の対象外です。</p>
Q2	協力医療機関とは？
A2	貴施設において、現在、協力等の締結をされている医療機関です。（併設の場合や、配置医師による対応も含まれます。）
Q3	新型コロナ感染症の治療ができる協力医療機関を確保しておらず、保健所や、大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT：オーサート）等経由で紹介された医療機関など、協力医療機関ではない医療機関から新型コロナ感染症の治療を受けた場合は要綱【別添2】3ウの補助の対象となるか？
A3	令和4年4月1日以降の期間は、要綱【別添2】3ウの補助については、対象外となります。
Q4	施設内療養を開始したときには、新型コロナ感染症の治療ができる協力医療機関を確保できていなかったが、その後、協力医療機関を確保した場合は要綱【別添2】3ウの補助の対象となるか？
A4	<p>新型コロナ感染症の治療ができる協力医療機関を確保した日が、施設内療養期間終了後の日であったとしても、令和5年1月31日までに確保できた場合は、本補助の対象とします。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月31日までに確保できていなかった場合は、令和4年4月1日から令和4年5月31日までの期間は補助の対象外です。 ・令和4年9月14日までに確保できていなかった場合は、令和4年4月1日から令和4年9月14日までの期間は補助の対象外です。